

■ 許可の基準

許可項目	許可基準
立地環境	<ul style="list-style-type: none"> ①の建物用途は6m以上、②の建物用途は16m以上の道路に接すること。
騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境省が定める騒音に関する環境基準を遵守すること。 室外機等は、低騒音型機器の使用や囲いで覆うなどの対策を講じること。 道路などに利用者が留まらないように対策すること。
臭気対策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗などの営業で臭気の出る排気口は、道路側に設けること。 臭気の出る排気口は、上向きで高い位置や、脱臭装置などを設置すること。 屋外で商品の陳列、販売、飲食物の提供をしてはならない。 ゴミ置場は屋外に設けてはならない。
道路交通	<ul style="list-style-type: none"> 駐車、駐輪台数は、周辺への影響を考慮して、利用形態に即した台数を確保すること。
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 自動車等の出入りの際の見通しを妨げる塀、柵などは設けてはならない。
営業・照明	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間は、午前9時から午後7時までの間で、周辺の影響を考慮して決定すること。 日没以降も営業する場合は、隣地に対して照明などを遮る対策をすること。
住民コンセンサス	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、周辺住民へ説明を行い、理解を得ていること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法や消防法などの他法令と調整されていること。

※ 建物用途によって、適用される許可項目が異なります。